

寄附申出書の作成にあたって

このたびは、滋賀医科大学へのご寄附をご検討いただき、誠にありがとうございます。

寄附申出書をご記入いただくにあたり、以下の点につきましてご留意くださいますようお願い申し上げます。

1. 申出書の記入事項について

(1) 寄附金額

ご記入頂いた金額が、滋賀医科大学へご入金いただく金額になります。

振込み手数料につきましては、本学が負担いたします。

(2) 寄附の目的及び条件

ご記入いただいた寄附の目的及び条件に沿って寄附金を使用させていただきます。

「〇〇講座研究助成のため」等、用途にご希望がある場合はご記載ください。

(担当教員の人事異動や退職等により、担当教員を変更することや転出先機関へ寄附金を移換する場合がございます。)

(3) 研究担当者

ご寄附いただくにあたり、弊学に希望される教員等がいる場合はご記入ください。

(4) 備考

記載事項がある場合は、こちらにご記入ください。

2. 間接経費について

原則、ご寄附頂いた金額の10%を間接経費に充てさせていただきます。

3. 特定の条件付き寄附金について

次の条件が付されているものは、受け入れることができませんのでご了承ください。

- 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること
- 寄附金による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権その他これに準ずる権利を寄附者に譲渡し、又は使用させること
- 寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行うこととされていること
- 寄附申込み後、寄附者がその意思により寄附金の全部又は一部を取り消すことができること
- その他学長が特に教育研究上支障があると認める条件

4. 振込依頼書、領収証書の発行について

(1) 振込依頼書

寄附申込書をご提出頂いた後、滋賀医科大学における受入審査（寄附条件や利益相反等の確認）を経て、発送させていただきます。

(2) 領収証書

滋賀医科大学においてご入金を確認した後、発行させていただきます。

5. 寄附に対する税法上の優遇措置

滋賀医科大学へのご寄附に対しましては、法人税法、所得税法による税制上の優遇措置が受けられます。講座等へのご寄附は「所得控除」の対象となります。

別途お送りする国立大学法人滋賀医科大学発行の「寄附金領収証書」に基づき、所轄税務署に確定申告してください。確定申告の時期は通常、毎年2月16日から3月15日（3月15日が土日の場合は翌日か翌々日）までとなっています。

【法人・団体の場合】

法人税法第37条第3項第2号により、寄附金の全額を損金算入することができます。

【個人の場合】

◇所得税の控除

所得税法第78条第2項第2号により、その年に支出した寄附金の額（総所得金額等の40%を上限とする）から2,000円を引いた額を、所得税の課税所得から控除することができます。

◇住民税の控除

滋賀医科大学を寄附金控除の対象法人として条例で指定している都道府県・市区町村にお住まいの方は、個人住民税の控除を受けることができます。

その年に支出した寄附金額（総所得金額等の30%を限度とする）から2,000円を除いた額に4%（都道府県民税）・6%（市区町村民税）を乗じた額が、翌年の個人住民税額から控除されます。

【参考】

◇寄附税制上の優遇措置について：文部科学省

http://www.mext.go.jp/a_menu/renkei-kyoudou/1335754.htm

◇個人住民税の寄附金税制の概要：総務省

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/79172_2_kojin.html

【参考】確定申告における所得税控除金額の目安

単位：円

		課税される所得金額（税率）			
		300万円(10%)	500万円(20%)	700万円(23%)	1,000万円(33%)
寄 附 金 額	1万円	800	1,600	1,840	2,640
	5万円	4,800	9,600	11,040	15,840
	10万円	9,800	19,600	22,540	32,340
	50万円	49,800	99,600	114,540	164,340
	100万円	99,800	199,600	229,540	329,340

※あくまで目安ですのでご参考としてお取扱ください。

ご不明な点等ございましたら、受入部署又は下記事務担当者までお気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ先：滋賀医科大学研究推進課産学連携係

Tel：077-548-2082 メールアドレス：hqsangaku@belle.shiga-med.ac.jp